

区分	要件	支援内容
奨励金	<p>(1)自社工場設置企業 事業用地の取得費用を除く投下固定資産額が1億円以上 (増設の場合は5,000万円以上)</p> <p>(2)貸し工場設置企業 事業用地の取得費用を除く投下固定資産額が1億円以上 (新設のみ)</p> <p>(3)貸し工場入居企業 賃貸施設設置奨励金交付の対象となる貸し工場への入居者</p>	<p>【企業立地奨励金又は賃貸施設設置奨励金】 ・固定資産税等の6割相当額（最大1億円） ・期間：5か年度</p> <p>【賃貸施設入居奨励金】 ・固定資産税の6割相当額（最大1億円） ・期間：5か年度</p> <p>【埋蔵文化財発掘奨励金】 ・埋蔵文化財発掘に要した経費の2割相当額 (固定資産税等の2割を超えない額)</p> <p>【雇用奨励金】 市内在住の新規常用雇用者1人あたり10万円 (最大300万円)</p>
融資	<p>【中小企業融資】</p> <p>①信用保証協会の信用保証を受けることができること ②個人：桜井市に引き続き6か月以上住所を有していること 法人：桜井市に引き続き6か月以上事業所を有し、桜井市に法人登記があること ③引き続き6か月以上同一事業を営んでること ④市税等を完納していること ⑤市制度融資の残高がないこと ⑥暴力団員等に該当しないこと</p> <p>【宿泊事業者融資】 上記①～⑥に加え、旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を営む方、同法同条第3項に規定する簡易宿所営業を営む方又は住宅宿泊事業法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者であること</p> <p>【木材産業特別融資】 上記①～⑥に加え木材業者であること</p> <p>【創業者向け中小企業融資】</p> <p>①信用保証協会の創業関連保証を受けることができること ②これから新たに事業を営む方又は事業を営んでから5年未満の方であって、次のいずれかに該当すること (ア) 桜井市に住所を有していること (イ) 桜井市に登記されている事業所を有していること (ウ) 桜井市内で新たに事業を営む具体的な計画を有している、又は現に事業を営んでいること ③市税等を完納していること ④市制度融資の残高がないこと ⑤暴力団員等に該当しないこと</p>	<p>・信用保証料の7割を市が負担 ・貸付利率の1/2を市が補助（上限1%） <融資限度額・融資期間></p> <p>【中小企業融資】 700万円・5年以内</p> <p>【宿泊事業者融資】 ・3,000万円・10年以内</p> <p>【木材産業特別融資】 ・1,000万円・4年以内</p> <p>【創業者向け中小企業融資】 ・1,000万円・7年以内</p>